

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向①

参考資料 1

国立大学法人等施設整備に関する検討会
(第3回)

2021年8月5日(木)15:00～17:00

1. 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、デジタル教科書の普及促進、小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進、外部人材の活用を図るなど、GIGAスクール構想⁷⁸と連動した教育のハード・ソフト・人材の一体改革を推進する。あわせて、通学時等を含む安全・安心な教育環境を整備⁷⁹しつつ、組織的・実証的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を参考にした学校安全を推進する。人と人との触れ合いも大事にしながら、これらの取組を通じて個人と社会全体のWell-beingの実現を目指す。1人1台端末をフル活用し、データ駆動型の教育への転換⁸⁰を図り、EdTech等も活用しながら、個々の教育的ニーズや理解度に応じた学習、STEAM教育等の教科等横断的な学習などを進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を早急に実現する。この中で、本年3月に明確化した方針⁸¹に基づき、児童生徒等の発達の段階に応じてオンラインを活用して、時間・場所・教材等に制約されない質の高い教育を実現する。非認知能力の育成に向け、幼児期からの学びの基盤づくりを含む幼児教育の質の向上、様々な体験活動、読書活動を推進する。ICTも効果的に活用して、重大ないじめ・自殺、不登校等への対応、特別支援教育の質の向上と専門的人材の育成、在外教育施設の機能強化を図る。デジタル時代で求められる教師の役割や質の変化等に対応するため、外部人材の登用を含む教員免許制度等に関する抜本改革を検討し、結論が出たものは本年度内から見直す。高度人材教育や起業家教育を強化するため、企業等と連携・協働した教育プログラムの実施、高等専門学校の高度化・国際化、大学の学部段階における文理融合教育、キャンパスの共創拠点化⁸²等を推進する。各地方自治体や企業等による奨学金返還支援を促進するとともに、貸与型奨学金について返還困難者に対する返還支援⁸³を着実に推進する。感染症による影響を含め、高等教育無償化等の実施状況の検証を行い、中間所得層における大学等へのアクセス状況等を見極めつつ、その機会均等の在り方について検討を促進する。

(略)

82 産学官連携やイノベーション創出を推進するためにソフト・ハード両面の機能を強化した大学キャンパスの整備・構築。

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向②

1. 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

(参考)

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(1) 防災・減災、国土強靱化

(略)無電柱化、インフラ老朽化対策等を加速するとともに、TEC-FORCE¹¹等防災の体制・機能の拡充・強化、消防団を含む消防防災力の充実、**学校など避難拠点の防災機能強化**、複合災害や熱中症対策など地域特性を考慮した避難所の環境改善、NGO等との官民連携、防災ボランティア等や気象防災アドバイザーの充実、次期気象衛星や防災デジタルプラットフォーム¹²及び防災IoT¹³等デジタル技術を活用した災害関連情報の高度化、要配慮者避難の促進等¹⁴、防災教育、船舶や医療コンテナの活用を含む医療体制の強化等による地域防災力の向上を図りつつ、事前復興の観点を含め行政と住民等との災害リスクコミュニケーションを推進する。

中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化を図るため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」¹⁵を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

15 令和2年12月11日閣議決定。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

1. グリーン社会の実現

(2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策

(略)住宅・建築物については、規制措置を含む省エネルギー対策を強化し、ZEH・ZEB²⁹等の取組を推進するとともに、森林吸収源対策を強化する。水素の輸入等のためのカーボンニュートラルポートの形成や船舶・航空分野の脱炭素化を進める。特に、2030年度目標の実現のため、複数年度にわたる取組を計画的に実施する新たな仕組みを検討する。**「地域脱炭素ロードマップ」**³⁰に基づき、地域・暮らしの分野における地方自治体や国民の取組を推進し、2030年までに脱炭素先行地域を少なくとも100か所創出するとともに、全国で重点対策を実施し、脱炭素ドミノを起こす。また、プラスチック資源循環を始め循環経済への移行を推進する。

(略)

29 Net Zero Energy House 及びNet Zero Energy Building の略称。

30 令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定。

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向③

2. 成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)

10. イノベーションへの投資の強化

(4) 大学ファンドの創設などを通じた大学改革

- ・ ポストコロナを見据えた教育研究に柔軟に対応できる大学キャンパスの実現に向け、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」(令和3年3月31日文部科学大臣決定)に基づき環境整備に取り組む。

(参考)

2. グリーン分野の成長

(4) 地域脱炭素ロードマップ

2050年までのCO₂排出実質ゼロを表明(ゼロカーボンシティ宣言)し、主体的に脱炭素への移行に取り組む地方公共団体の動向を踏まえて国・地方脱炭素実現会議において策定された「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)に基づき、脱炭素先行地域づくりを進め、少なくとも100か所の脱炭素先行地域において2030年までに民生部門の電力消費における脱炭素の実現を目指す。(略)

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向④

3. 統合イノベーション戦略2021(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(3) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

④ 大学の基盤を支える公的資金とガバナンスの多様化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す。以下同じ。)の施設については、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共創できる拠点「イノベーション・コモンズ」の実現を目指す。こうした視点も盛り込んで国が国立大学法人等の全体の施設整備計画を策定し、継続的な支援を行うとともに、国立大学法人等が自ら行う戦略的な施設整備や施設マネジメント等も通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。【文】	・2019年6月に設置した「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」にて議論を行い、最終報告書を12月に公表。 ・「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」の最終報告書を踏まえ、2021年度から2025年度までを計画期間とする「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」(2021年3月31日文部科学大臣決定)を策定。	・国立大学法人等施設整備費補助金等により、各国立大学法人等が実施する「イノベーション・コモンズ」の実現に向けた施設整備を支援。【文】

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向⑤

4. まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 政策の方向

2. 地方創生の3つの視点

I ヒューマン ～地方へのひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～

(具体的な取組の方向性)

(6) 魅力ある地方大学の創出

地方大学等への進学、地方企業への就職という流れを更に促進し、地方への若者の定着を図るためには、魅力ある学びの場を作り、地域の中核的産業の振興とこれを担う実践的な専門人材の育成、また、地域におけるイノベーション創出を推進することが重要である。

そのため、「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ」(令和2年12月22日公表)等を踏まえ、地方公共団体や産業界の課題やニーズに応じた特色ある取組や組織改革を促すための具体的方策、地方国立大学の 限定的かつ特例的な定員増の対象となる大学選定等について、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と文部科学省が連携して引き続き取り組む。

また、産学官の連携により地域に特色のある研究開発や専門人材の育成等を行う優れた取組について、地方大学・地域産業創生交付金等により引き続き重点的に支援するとともに、着実な進捗が認められ、取組の加速が期待できる事業を効果的に支援することにより、「キラリと光る地方大学づくり」を推進・加速するほか、東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置を推進するなどの取組を通じて、**魅力ある地方大学づくりを推進**する。

加えて、地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援を推進し、地方へのひとの流れを生み出す。

次ページに続く

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向⑥

4. まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

第3章 各分野の政策の推進

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

② 修学・就業による若者の地方への流れの推進

i 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

【具体的取組】

(c) 地域の専門人材の育成

- ・**高等専門学校の高度化**とともに、高等専門学校のシーズを地域の大学等及び地元企業等が活用できるようにすることで、地域課題の解決や地域産業の持続的成長を推進する。また、専門職大学・専門職短期大学・専門職学科について、開設する分野や地域の拡大を進めるとともに、開設された専門職大学・専門職短期大学・専門職学科に対し、適切なフォローアップを行い、実践的な職業教育や地域産業の振興を担う人材の育成を推進する。

(文部科学省高等教育局専門教育課)

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向⑦

5. 地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議 令和3年6月9日)

1. ロードマップのキーメッセージ

～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

(2)なぜ、今、地域脱炭素の取組が必要かつ有効なのか

③ 一人一人が主体となって今ある技術で取り組める

○ 公共インフラ・構造物やエネルギー供給インフラの移行は、今から時間をかけて進める

庁舎や学校等の公共施設、廃棄物処理施設や上下水道等の公衆衛生施設、住宅や業務ビル等の構造物は、寿命が長く、今更新すれば2050年にも利用されている可能性が高い。温室効果ガスを排出する構造のインフラが30年後も存在すること(ロックイン)がないよう、2050年カーボンニュートラルに向けては、今から更新時に、省エネ性能の向上や再エネ設備の導入、電化や燃料転換等により脱炭素化を進めていく必要がある。

3. 地域脱炭素を実現するための取組

3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施(各地の創意工夫を横展開)

重点対策③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

庁舎や学校等の公共施設を始めとする業務ビル等において、省エネの徹底や電化を進めつつ、二酸化炭素排出係数が低い小売電気事業者と契約する環境配慮契約を実施するとともに、再エネ設備や再エネ電気を、共同入札やリバースオークション方式も活用しつつ費用効率的に調達する。あわせて、業務ビル等の更新・改修に際しては、2050年まで継続的に供用されることを想定して、省エネ性能の向上を図り、レジリエンス向上も兼ねて、創エネ(再エネ)設備や蓄エネ設備(EV/PHEVを含む)を導入し、ZEB化を推進する。

<主要な政策対応>

- 公立学校施設のZEB化の先導的なモデルの構築や横展開の支援、エコスクールの深化による学校施設のZEB化推進及び国立大学法人等施設のZEB化の推進【文部科学省】

次ページに続く

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向⑧

5. 地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議 令和3年6月9日)

別添1

脱炭素選考地域の類型ごとのイメージ

E) 大学キャンパス等の特定サイト

大学キャンパスでは、緑地豊かな景観の中で、学部や学科ごとの研究棟が広い間隔で立ち並んでおり、学生、教員、研究者は豊かな生活が実現している。

大学施設(校舎や体育館、寮等)には断熱改修や敷地(屋根や駐車場)への自家消費型の太陽光発電が設置され、平時は夜間電気も含めて再エネが使われている。また、産学官金の連携促進の拠点として、新たな技術実証も兼ねてエネルギー需要の脱炭素化の取組が進められている。電力需給はデジタル技術で管理され、余った電気は地域間で融通され、熱や燃料も、太陽熱、地中熱、バイオ燃料、再エネ等由来の水素、合成燃料(e-fuel)等のカーボンニュートラルな熱・燃料が使われている。

大学構内や通学等での移動にはEV やe-bike 等が利用され、スムーズな構内移動と移動の脱炭素化の実現に加え、キャンパスでのスマートLED 街路灯やソーラーLED 街路灯など、創エネ・蓄エネやV2H による停電時のバックアップ電源を確保してレジリエンスを向上する。

大学を拠点とする産学官金の連携や環境教育が促進されることで、ノウハウ共有や人材育成・供給が進み、脱炭素化実現のためのイノベーションの中核となる。

別添5

地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策

(2) 住宅・建築物

①庁舎や学校等の公共施設の新築・改修時の省エネ性能向上の推進【環境省・国土交通省・文部科学省・関係省庁】

政府の保有する既存建築物について、積極的に、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入など、建築物の断熱性の向上に取り組むとともに、増改築等を行う場合、省エネ性能向上のための措置を講ずることとし、政府実行計画に位置付けて実行する。自治体等も、それに準じて、公共建築物の省エネ性能の向上に取り組む。